

滋賀県道路整備アクションプログラムの見直しについて

1. 道路整備マスタープランとアクションプログラム

道路整備マスタープランは、将来20年間の道路整備にかかる基本方針を示すものとして、平成15年4月に策定しておりましたが、策定後10年近くが経過することとなり社会をとりまく情勢も大きく変化していることから、平成23年度に「滋賀の道路を考える懇談会」を設置し、見直しを行いました。また、懇談会では、道路事業の優先順位を明らかにするための指標である「客観的評価マニュアル」の改定も併せて行いました。

今年度は、「滋賀県道路整備アクションプログラム2008」の前期5箇年(H20～H24)の最終年にあたるため、昨年度改定した「滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)」および「客観的評価マニュアル(H23)」に基づき、アクションプログラムの見直しを行う予定です。

平成15年度策定	(H15～10箇年計画)
平成19年度見直	(H20～10箇年計画)
平成24年度見直予定	(H25～10箇年計画)

2. アクションプログラムの前提条件

- ・掲載対象事業 改築事業：全体事業費 5億円以上
交通安全事業(交差点改良含む)：全体事業費 1億円以上
- ・今後10年間の想定投資額に基づき、実施箇所を設定します。
- ・アクションプログラムは、社会経済情勢の変化に応じ適宜見直すことにしており、最長でも5年を目安として見直すこととしています。

3. 見直しスケジュール(予定)

- ・平成24年7月～10月 地域ワーキング(各地域において3回開催)
- ・平成25年3月 アクションプログラム2013策定・公表

4. 地域ワーキング

- ・アクションプログラムの見直しにあたり、地域の課題等についてご意見・ご提案をいただくことを目的に「地域ワーキング」を各地域に設置します。
- ・「地域ワーキング」は、有識者や公募委員、道路利用者等を委員とします。

【滋賀県道路整備マスタープランとアクションプログラム】

滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)

将来概ね2.0年間の道路整備の基本方針を示したもの

客観的評価マニュアル(H23)

事業の優先度を客観的に評価するためのマニュアル。誰がやっても同じ結果、誰が見ても納得できる評価基準

地域ワーキング

県内各地域で開催。地域の問題点や必要な道路等についてのご意見を伺い、アクションプログラムを策定

道路整備アクションプログラム

- ・対象事業 県が実施する道路事業・都市計画事業
- ・対象期間 10箇年(前期：5箇年、後期：5箇年)
- ・記載内容 事業種別(メニュー)、路線名・箇所名、実施時期
- ・参考記載 高速道路、国道(直轄事業)、主要な市町道等

「滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)」の概要**【改定について】**

平成23年度に「滋賀の道路を考える懇談会」を設置し、道路整備マスタープランを改定。

- 改定のポイント
- ①広域災害への対応
 - ②交通事故（自転車事故）への対応
 - ③維持管理のあり方

【基本的な考え方】

- ・概ね、今後の20年間を対象とします。
- ・社会経済情勢の変化や新たな政策課題にかかる変更要素が生じた場合は適宜見直します。
- ・県内の道路ネットワーク（高速道路から主要な市町道までを含む）のあり方を念頭に県管理道路の整備方針を示します。

I 道路整備の基本方針**I-1 4つの政策目標****1. 県内産業の活性化と地域文化の交流**

- (1) 産業活動を支援する道路整備
円滑な人やモノの流れを実現するため、交通渋滞の解消を図り産業活動の活性化を支援します。
- (2) 産業と研究機関の連携を図る道路整備
県内外へのアクセス利便性を高めることにより交流・連携機能の強化を図ります。
- (3) 地域振興を支援する道路整備
観光まちづくりや琵琶湖周遊および交流機会の拡大のための道路整備を図ります。
- (4) 地域文化の交流を促進する広域ネットワークの整備
公共交通機関と連携した広域ネットワークを強化し、新たな教育機会の増大を図ります。

2. 誰もが安全・安心に暮らせる優しい県土の実現

- (1) 交通事故の抑制
交通事故の抑制に努め、安全な生活空間の形成を図ります。
- (2) 誰もが利用しやすく、人に優しい道路整備
すべての人が利用しやすく、安全で快適な道路環境の形成を図ります。
- (3) 異常気象時や災害時における信頼性の高い道路整備
地域の孤立化を防止し、住民の生活と生命を守る信頼できる道路の整備を図ります。

3. 環境負荷の軽減と個性と潤いのある生活空間の創造

- (1) 地球環境に対する負荷の軽減
円滑な交通の確保により自動車からのCO2排出を抑止するなど、地球温暖化の防止に貢献します。

- (2) 沿道環境の改善と新しい道路環境の創出
騒音や振動の抑制、連続した道路緑化などにより、良好な沿道環境への改善を図ります。
- (3) 新しい時代に対応した道路空間の創出
ライフラインの収容空間としての機能強化とともに潤いのある道路空間の形成を図ります。
- (4) 地域特性を生かした道路空間の整備
地域の個性や景観を表現する、魅力ある街並みの形成を図ります。

4. 地域の自律的発展と不安のない暮らしの創出

- (1) 地域の一体性の保持等、合併した市町を支援する道路整備
地域内および行政圏内での生活サービス格差の是正を図ります。
- (2) 救急医療や福祉活動を支える道路整備
住民生活を支える施設や地域へのアクセス性を高め、安心できる生活環境の確保を図ります。

I-2 政策目標を実現する道路ネットワークの形成

- (1) 地域間を連絡する環状道路網の形成
- (2) 県外との交流を促進する放射状道路の整備
- (3) 地域内での利便を高める幹線道路や生活道路の整備
- (4) 公共交通機関と連携した総合的な交通システムへの支援
- (5) 人や自転車を主体としたネットワークの形成

II 政策目標実現への取り組み方

1. 効果が実感できる道づくり
 - (1) 道路整備の重点化による選別投資と優先順位の明確化
 - (2) 地域の実態に即した構造規格の弾力的運用
 - (3) ストックを活用した効率的整備と既存施設の計画的修繕
2. わかりやすく、愛着のもてる道づくり
 - (1) オープンな行政運営と意思決定に対する住民参加の推進
 - (2) 住民が愛着を持ち守り育てるシステムの形成
3. 自然環境や生活環境に配慮した道づくり
 - (1) 自然環境への配慮
 - (2) 生活環境への配慮

III 各地域の道路整備計画

道路整備マスタープランの具体的な実行計画として、地域別に事業種別・路線名・箇所名・実施時期を明記したアクションプログラムを作成し、公表するものとします。

- ・対象事業 県が実施する道路事業・都市計画事業
- ・対象期間 10箇年（前期H25～H29・後期H30～H34）
- ・参考記載 高速道路、国道（直轄事業）、主要な市町道等